

令和5年(2023年)6月2日
午前11時～正午
於：高層棟4階特別会議室
地域教育部 放課後子ども育成室

令和5年度 第1回政策会議 吹田市立留守家庭児童育成室の待機児童対策について

待機児童を最小限に抑えるための方策として、次の取組を実施します。

- 1 運營業務委託の加速化
- 2 委託事業者に対する放課後児童支援員等処遇改善事業補助金の新設
- 3 留守家庭児童育成室の待機児童の居場所として開設している放課後キッズスクエアの対象者拡充等

1 概要及び経過

令和3年(2021年)10月4日に開催した政策会議において、待機児童の主な要因である直営指導員(以下「指導員」という。)の欠員解消に向け、業務委託する留守家庭児童育成室(以下「育成室」という。)をおおむね8か所拡大することとし、原則毎年2か所ずつ業務委託を進め、令和5年度(2023年度)からおおむね4年間で指導員の欠員解消を目指すこととしました。

しかしながら、想定を超える指導員の退職により、令和5年度当初に192人の待機児童が発生したため、育成室の業務委託による指導員の欠員解消が見込める令和7年度(2025年度)までの暫定的な取組として、放課後キッズスクエアを開設しました。待機児童となった4年生を対象に、小学校内で安全に放課後を過ごすことができる居場所を提供するもので、業務委託により現在10か所開設しています。

指導員として必要な保育士資格や教員免許を持つ人材の確保が全国的な課題となっており、指導員数は、令和3年度の96人から令和5年度で90人まで減少しており、近年の採用及び退職の状況を踏まえると、現状では今後も大幅な増加は見込めない状況です。

以上を踏まえ、待機児童を最小限に抑えるため、次の取組を実施します。

2 運營業務委託の加速化

待機児童の主な要因である指導員の欠員解消策として即効性のある業務委託を加速化し、令和7年度の新規委託を、4か所とします(計画を1年前倒し)。

業務委託の進め方については、応募事業者がなければ保護者に負担だけを強いる結果となることや、事業者及び保護者への対応を丁寧に行うため、原則毎年2か所としてきたことを踏まえ、委託候補育成室の選定スケジュールを可能な限り早め、保護者への説明や事業者への周知に必要な時間を確保します。

業務委託の推進に伴う直営育成室の状況

年度	実績			見込み	
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
育成室数(直営)	24か所	24か所	22か所	20か所	16か所
必要な 指導員数※1	123人	123人	115人	102人	85人
指導員数※2	96人	95人	90人	88人	86人

※1 育成室の定員1教室40人のところ、45人までの弾力運用。

令和5年度～令和7年度は放課後キッズスクエアを実施し、1～3年生は全員、4年生は定員に達するまで入室した児童数をもとに算出。

※2 令和6年度・令和7年度は、直近5年間の採用及び退職者数の平均から算出。

令和7年度まで放課後キッズスクエアを開設し、令和7年度に4か所の育成室を業務委託することで、必要な指導員数を確保することができる見込みです。

令和8年度(2026年度)以降については、入室児童数や指導員の採用状況を踏まえ、委託か所数の更なる拡大も含めて再検討します。

3 委託事業者に対する放課後児童支援員等処遇改善事業補助金の新設

委託事業者においても人材確保は課題となっていることから、今後着実かつ安定的に業務委託を進めるため、府内各市でも導入が進んでいる国の補助事業(放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000円相当賃金改善))を活用し、委託事業者に対する補助金を新設します。

(1)対象者

委託育成室の指導員等(非常勤含む、法人役員除く)

(2)補助基準額

月額9,000円+法定福利費等の事業主負担分2,000円

(3)算定

補助基準額(月額)×賃金改善対象者数×実施月数

※賃上げ効果の継続に資するよう、2/3以上は基本給等の引上げによること、賃金改善の水準を維持することが必要。

(4)事業費

約20,000千円 [財源]子ども・子育て支援交付金(補助率2/3)

4 放課後キッズスクエアの対象者拡充等

育成室の令和6年度(2024年度)の指導員の体制については、令和5年度と比較して改善はされる見込みであるものの、依然として必要な指導員数を下回る厳しい状況と想定しています。

業務委託による指導員の欠員解消を一定実現するまでの間、児童の居場所を安定的に確保するため、「(1)拡充内容等」のとおり変更を行います。想定を上回る指導員の退職があった場合は、3年生においても待機児童が発生する可能性があるため、低学年用教室を確保できる学校については3年生の受入れを行います。また、育成室が年間を通じた継続的な育成支援を主目的とする一方で、長期休業期間中のみ利用や、見守りを主とするサービスを利用するニーズも一定数存在していることを踏まえ、育成室との選択を可能とし、多面的に放課後の居場所を確保します。

なお、事業者による従事者の採用活動期間を十分に確保できるように、早期に事業者選定を実施するとともに、令和6年度の育成室入室申請書類配付時(令和5年8月)に保護者へ周知します。

(1)拡充内容等

	現行	変更後(令和6年度以降)
①対象者	育成室の待機児童となった4年生	・育成室の入室申請基準を満たす4年生 ・低学年用教室を使用できる学校は育成室の入室申請基準を満たす3年生も対象とする
②対象校	待機児童が発生する10か所	・直営育成室20か所のうち、令和6年度に待機児童が発生する可能性がある17か所
③申請方法	2月に待機が確定してから申請	・育成室と放課後キッズスクエアを選択可 育成室入室申請期間(9月下旬～11月下旬)と同時に申請
④保護者負担	保険料のみ 年額500円	月額1,000円(保険料500円(年額)を含む) 育成室との選択を可能とすることも踏まえ、他市事例を参考に設定。
⑤管理者の体制	1教室2名	1教室2名、児童数が41名以上の場合は4名

(2)事業費

約140,000千円

5 スケジュール

	委託加速化	補助金新設	放課後キッズスクエア拡充等
令和5年度	9月 委託候補育成室の選定(4か所) 2月～3月 2月定例会にて令和6年度当初予算提案	7月～8月 7月定例会にて補正予算提案 8月 補助金交付要領制定	7月～8月 7月定例会にて補正予算提案 8月 事業者募集開始 9月 事業者決定 9月下旬 入室申請開始
令和6年度	4月 事業者募集開始 7月 事業者決定		4月 拡充内容運用開始
令和7年度	4月 委託開始		

6 その他(今後の検討項目)

(1) 指導員の勤務時間等

開設時間の延長に係る保護者ニーズへの対応を踏まえた指導員の勤務時間について、検討する必要があります。また、入室児童数の増加や保護者ニーズの多様化により、職員間での情報共有や調整など、業務が複雑化している中、運営体制の在り方や新たな職の設定等についても検討する必要があります。

(2) 育成室以外の学校における放課後の児童の居場所確保

現在、留守家庭児童育成室、放課後キッズスクエア、太陽の広場の3事業が連携して取り組んでいます。「新・放課後子ども総合プラン」にも掲げられている太陽の広場については、地域のボランティア確保などの課題もあり、多くの学校で実施回数が伸び悩んでいます。学校内で活動場所が限られる中、放課後の居場所をできる限り確保するため、各事業の在り方や更なる連携について検討する必要があります。